



平成 14 年 3 月 14 日

金融庁長官
森 昭 治 殿

佐賀関信用金庫

金融整理管財人 富川 盛郎

金融整理管財人 井手 邦公



預金保険法第 80 条に基づく報告書(補遺)の提出について

預金保険法第 80 条に基づき、別紙のとおり「報告書(補遺)」を提出いたします。

1. はじめに

佐賀関信用金庫は、平成13年11月16日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申し出を行いました。

これを受けて平成13年11月16日、金融庁長官より、預金保険法第74条第1項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」(以下「管理を命ずる処分」という。)を受けました。

金融整理管財人は、同日付で金融庁長官より、預金保険法第80条に基づき、「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画」の作成命令を受け、直ちに、当金庫が破綻に至った経緯等について調査に着手し、平成14年1月25日に金融庁長官に対し、報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った佐賀関信用金庫の旧経営陣等に対する刑事上・民事上の責任追求に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

2. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

金融整理管財人は、預金保険法第83条に基づき、被管理金融機関の経営者の破綻責任を明確にするための措置を講じることとなっておりますので、就任後、金庫の内部調査機関として、責任解明委員会を設置し、旧経営陣等の責任解明をはかってまいりました。

調査にあたっては、必要に応じて、公認会計士や弁護士等の専門家の参加を得るとともに、預金保険機構等との協議、情報交換等を通じて、法的責任追及のため、慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日までの状況を報告いたします。

なお、調査にあたっては、破綻後、約4ヶ月間という時間的制約のなか、先般の報告書のとおり、当金庫の破綻の要因となったバブル期の貸出の審査内容や管理・回収等に関して、過去の償却先や破綻先等不良債権の個別、具体的な調査を進めたほか、その他の点につきましても、法令遵守等の観点から調査を行ったところであります。

3. 刑事上の責任追及について

刑事上の責任については、旧経営陣等について、業務上横領罪または背任罪を中心に、該当する事由の有無について、内部資料の調査、職員へのヒアリング等を行ってまいりましたが、当金庫の破綻の要因となった与信取引等については、実行よ

り既に相当の期間が経過していることから、告発等に至る事案を発見するにいたっておりません。

4. 民事上の責任追及について

(1)方針

民事上の責任については、旧経営陣等について、職務上の義務違反による善管注意義務違反を中心に、該当する事由の有無について、稟議書等の内部資料のほか、必要に応じ外部から資料を徴求し、業務運営が適切に行われていたかどうか調査いたしました。

(2)調査内容

与信権限、決裁過程等について、金庫諸規定の確認および職員等からのヒアリングによって、形式面・実体面、両面にわたって調査を行いました。

そのうえで、個別先の稟議書および付属資料、担保調書等について調査を行い、与信の審査内容(財務内容等債務者の状況、既往貸出等の返済状況、資金使途、返済財源の確認、担保評価等)や管理状況(条件変更等)について調査を進めてまいりました。

(3)検討事項

上記の結果、与信取引の一部に、審査内容等に不十分な点が見受けられることから、金融整理管財人は、旧経営陣等に対して、民事上の責任追及を行う方向で検討を進めております。しかしながら、民事上の提訴を行うためには、更に具体的な調査を行う必要があると考えております。

(4)旧経営陣等に対する損害賠償請求権等の処理

上記のとおり、旧経営陣等に対する損害賠償責任を求める方針ではありますが、提訴までには更に調査を行う必要がありますので、当金庫の事業の譲渡、解散以降は、株式会社整理回収機構において、責任追及が行いえるよう、調査資料を同社に引き継いだうえで、旧経営陣等に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡する予定であります。

5. その他

当金庫の旧経営陣につきましては、役員退職慰労金の支払を行っていないところではありますが、過去10年間に退職した代表役員から、自主的な返還につき申し出があり、支給額の全額について、任意に返還を受けました。